

平成 22 年 5 月 31 日現在

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2007～2009

課題番号：19720180

研究課題名 (和文) 清朝の八旗と塩政に関する研究

研究課題名 (英文) The Eight Banners of the Qing Dynasty and salt administration

研究代表者

鈴木 真 (SUZUKI MAKOTO)

ノートルダム清心女子大学・文学部・講師

研究者番号：60400610

研究成果の概要 (和文)：

本研究は、満洲人の王朝である清朝 (1616～1912) の支配者層が、国家財政の重要収入源である塩政 (食塩の生産・流通・販売) に、どのように関与していたかを明らかにすることで、清朝の塩政が宮廷政治史 (とくに有力皇族・貴族間の権力闘争) と密接に関連しており、清朝の塩政を解明するためには、経済史と政治史の双方向からの分析が不可欠であると結論付けたものである。

研究成果の概要 (英文)：

In this research regarding the Eight Banners of the Qing Dynasty and salt administration, I analyze the manner in which the ruling class of the Qing court, i. e., the Manchurian royal court (people affiliated with the Eight Banners, the military and social systems in the Qing court) was involved in salt administration (systems and policies involved in salt production, distribution and sales), an important pillar of national finances, and clarify the fact that analysis from the perspective of both economic and political history is essential in order to elucidate the close relationship between Qing salt administration and political history (especially powerful clans and power struggles between the nobility) as well as the salt administration of the Qing court.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	1,000,000	0	1,000,000
2008 年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2009 年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,200,000	660,000	3,860,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・東洋史

キーワード：清朝・八旗・康熙帝・雍正帝・長蘆塩・塩商・イエヘ=ナラ氏・査氏

1. 研究開始当初の背景

本研究開始当初の背景については、(1) 課題設定の理由と先行研究の問題、(2) 研究対象とする時代・地域とその設定理由、(3) これまでの自身の研究との関連、という三項目に分け、以下で順番に説明する。

(1) 14～19 世紀の前近代中国史は一般に「明清時代」と併称され、その連続性が強調される。清朝の諸制度はおおむね前王朝の明朝(1368～1644)を継承しており、食塩の生産・運輸・販売に関わる塩政もそれは例外ではない、とされる。食塩は人民の生活必需品であり、歴代の中国王朝では国家の統制下で食塩の生産・販売を行うという、大規模な専売制を敷いていた。これら歴代王朝の塩政に関しては佐伯富氏の一連の研究(佐伯富『清代塩政の研究』東洋史研究会, 1956・同『中国塩政史の研究』法律文化社, 1987)があり、清朝の塩政の概要に関してもほぼ明らかにされている。しかし制度は、それを運用する者によって、実際の運用状況とはおおいに乖離することもありうる。清朝の場合は支配民族が満洲人であり、その伝統的組織である八旗に編成されて旗人とよばれた階層の集団が、政治の実権を握っていた。すなわち制度の建前的な運用法は明朝のそれを受け継いでいたとしても、その実態までもが同様のものでは限らない。しかしながら佐伯氏の研究は、当時の限られた史料状況もあって、その塩政のいわば建前の部分を中心に明

らかにしたものである。

近年の清朝史料に関する劇的な変化は、制度のうわべだけではなく、その実態を考察することを可能とした。檔案史料(行政文書)の大規模な出版・公開である。現在の清朝史研究はほぼ例外なく檔案史料が利用され、とりわけ皇帝と官僚との間で交わされた「奏摺」は、中華人民共和国および台湾の所蔵機関で急速に公開が進められている。この奏摺によって、当時の官僚がある施策において何を問題としており、それを皇帝がどのように認識し指示を与えていたか、というやりとりの復元が可能となった。しかし、清朝の塩政に関しては、佐伯氏以降、ごくわずかな例外を除いて、その研究状況はさほど進展していないといってよい。

その原因としては、塩政そのものの複雑さが挙げられるとともに、実際に塩政に関与していた官僚の多くが、「包衣」(満洲語でボーイ=ニヤルマ)と呼ばれる特殊な旗人だった点にもあると思われる。清朝において塩政を管理していた官僚は、皇室財政を扱う内務府に属する包衣が多いが、この包衣という特異な存在に関しては、いまだ十分に解明されていない。すなわち、清朝の塩政を正しく理解するためには、塩政に携わっていた包衣がどのような存在であるかを把握せねばならず、そのためには満洲人の伝統的な軍事・社会制度である八旗についての十分な理解も必要なのである。しかしながら従来の研究では、塩政は主に漢文史料を用いる社会経済史の分野から注目され、満洲人の社会制度である

八旗との関係は軽視されてきた。一方、満洲語史料をも利用する満洲史・八旗研究の分野では、軍事制度・政治史研究に比重がおかれ、財政的問題への関心は低かった。この双方の研究分野の隙間を埋めることも、本研究の目的のひとつである。

(2) 本研究が扱う時代は、康熙(1662～1722)・雍正(1723～1735)・乾隆(1736～1795)の約130年間である。これらの期間に限定するのは、清朝が明朝の残存勢力および三藩の軍閥勢力を駆逐して、漠地全土から塩税を徴収するようになるのが康熙20年代以降であること。清朝の最大領域が完成するのが乾隆期半ばであり、徴税システムの一応の完成など時代の劃期であること。また私がこれまで蓄積してきた清朝史に関する知見をもっとも効果的に活かせるのが、当該時期であるということ。以上の理由による。

また本研究が扱う主な地域は、天津を中心に、直隸・河南省で流通していた長蘆塩の販売区域とする。前近代中国の塩政は、生産地域によって「長蘆塩」「兩淮塩」「河東塩」など複数の区域に分かれており、佐伯氏をはじめとして従来の研究の多くは、最大の生産量・徴収額を誇る兩淮塩に偏在しており、その他の地域に関する研究蓄積は厚くない。兩淮塩のみの分析によって得られた成果をもとに清朝の塩政を論じるのは不適切であり、各地域の塩政の特徴を明らかにする必要があるであろう。そのなかで長蘆塩を研究対象に選んだ理由は、長蘆塩が京師(首都北京)を含む直隸・河南省に流通しており、宮廷内の八旗の権力者の動向の影響を受けやすく、清朝の塩政の特徴をより把握できるという確信があること。また、先行研究の蓄積が薄いこと。長蘆塩の中心地である天津が、雍正年間以降に衛から府に昇格し、都市としての

重要性も増しており、テーマとしての発展性があること。以上の理由による。

(3) 次に、本研究に関連する私のこれまでの八旗および塩政に関する研究概要(その特徴・成果)を述べる。

①八旗に関する研究:この問題に関しては、とくに満洲人である清朝皇帝と、旗王(アイシン=ギオロ姓の有力皇族)・権門(異姓の満洲貴族)との関係に注視し、北京遷都(1644)後の清朝政権上層部がいかなる権力構造を有していたのか、という問題を中心にとりこんできた。そして康熙・雍正年間における政権中枢の権力構造を、八旗内の皇帝・旗王・権門の権力闘争の側面から分析することにより、満洲人の王朝である清朝の特質を解明しようとしてきた。

八旗とは清朝の創始者・太祖ヌルハチが創設した満洲人の軍事・社会制度である。中国東北地方の小領主より興起したヌルハチの政権は、来帰する諸勢力を八つの軍団=八旗に編成し、ヌルハチ自身はそのうちの二旗を直率し、残る六旗には自身の諸子甥を旗王として分封した。旗王たちには、ニル(牛录)と呼ばれる組織に編成された旗人集団が分与され、旗王はかれらに対する排他的支配権を世襲的に認められていた。順治元年(1644)の清朝の入関・北京定都以後もこうした支配は継続したため、旗王にとってニルの領有とは単純に軍事力を保有することだけではなく、ニルに所属する旗人が王朝の官僚となることで、官僚制度の内奥に関与し得ることも意味していた。ここに旗王権力が発生するのであり、これら旗王権力の総体が清朝の政権中枢を構成していたのである。そのため、皇帝も上三旗(鑲黄旗・正黄旗・正白旗)を領有する旗王のひとりであり、下五旗(正紅旗・鑲白旗・鑲紅旗・正藍旗・鑲藍旗)は他

の旗王が領有していたとこと、すなわち皇帝ですら、入関以前に遡る八旗内の鞏固な支配原理（八旗の分権的体制）に縛られ、旗王・権門以下の八旗に所属する有力な旗人たちが支配者層を形成して政権を主導していたことは、等閑視されがちであった。

一方、八旗の支配原理に留意して、満洲語史料から政権構造を論じる数少ない研究においても問題がある。これらの研究では八旗の各旗を詳細には区別せず、単純に同列に論じてきた傾向にある。そのため私は、まず各旗の旗王の系統・顔触れ・その麾下の氏族の強弱を把握した上であらためて権力構造を論じてきた。とくに入関以後の複雑化した八旗内の権力構造を探るためには、個々の旗王と旗人との伝統的な主従関係（旗王―旗人関係）を把握しなくてはならない。麾下の旗人集団の強弱は当該旗王の権力に直結するから、この問題の解明なしには政権の実態は明らかにできないのである。そのため私は、編纂史料にはほとんど現れない個々の主従関係、さらには康熙・雍正朝の政権中枢における旗王の顔触れ・その旗王の権力基盤を、複数の断片的な檔案史料を駆使して復元した。そこで得られた成果をもとに、旗王と権門との関係がいかなるものであったのか、またいかなる旗王・権門が政権に影響を及ぼしていたのかを分析して、皇帝・旗王・権門から成る権力構造の実態を解明してきた。その結果、康熙・雍正朝においても皇帝権力は絶対的なものではなく、また皇帝独裁権力を確立したとされる雍正帝の八旗改革の実情も、既存の制度の本質を大幅に改変したものではなかったことを明らかにした。これらの知見は、明朝と清朝との政権構造の圧倒的な相違の存在、および入関前後に跨る清朝政権の連続性を再確認するものであり、また従来は中国史上における皇帝独裁権力の伸張期・完成期

として理解されてきた康熙朝・雍正朝の通説的位置付けに再検討をせまるものだと考える。さらには、「皇帝による支配」という共通点を有する中国史全般に対しても、政権構造を分析するための一つの方法論と、その有効性を示すことができたと考える。なお、最近では、皇帝の側近であり、塩政にも深く関与していた包衣の役割にも注目している。

②塩政に関する研究：①で述べたような、八旗の原理に基づく清朝政権の特質が、当時の中国統治や社会経済史にいかなる影響を与えたのか、という問題関心のもとに行った研究として、戸部銀庫の虧空問題の原因と、八旗内の主従関係の弊害との因果関係を論じたものがあり、長蘆の塩政についても一部論及している。また、康熙末年の長蘆塩の塩課未納問題の原因について、宮廷内の権力者たちの関与を指摘した専論がある。

2. 研究の目的

これまで述べてきたように、清朝史研究において、満洲語史料を利用する政治史研究と、主に漢文史料に依拠する社会経済史研究とは、ほとんど交叉することなく個別に進められてきている。しかし清朝が満洲人に主導される政権である以上、かれらの統治原理が中国支配にも影響を及ぼしているはずである。私はこうした視角に基づき、塩政を中心とした財政問題と、八旗内の権力構造の問題とをリンクさせて清朝の特質を探る研究を進めていきたいと考える。

端的にまとめれば、本研究は、清朝の支配者である旗人層が、国家財政の重要収入源である塩政（食塩の生産・流通・販売）に、どのように関与していたかを分析することで、塩政と宮廷政治史との関連を明らかにすることを目的とする。

3. 研究の方法

これまでの清朝塩政研究で中心的に行われてきたのは、江蘇省の揚州を中心として、華中・華南の各省に流通する「兩淮塩」であり、「長蘆塩」などその他の区域に関する研究は、充分に行われていない。そのため、天津を中心として直隸・河南省に流通する長蘆塩をとりあげて研究を行う。

(1) まず、長蘆では康熙～乾隆年間に具体的に塩政がどのように行われていたのかを、国内の研究機関に所蔵される「宮中檔硃批奏摺財政類」などの檔案史料の複写・分析を行うことによって明らかにする。『長蘆塩法志』のように制度面の概略を述べた政書は存在するが、当時の官僚の奏摺の分析によって、長蘆塩政の問題点および内情を解明することに留意する。また、長蘆の塩商として、浙江省にも基盤を有していた査氏一族に注目し、その家系・動向について分析する。

(2) つぎに、長蘆塩政を管理する旗人官僚側の問題にも切り込む。旗人官僚の帰属集団は八旗である。当該時期の八旗研究に必要な史料はこれまで収集して準備は整っており、研究の遂行に支障はない。また、長蘆塩政の分析で得られた成果をもとに、先行研究で蓄積のある兩淮塩政に関する事例と比較検討し、より多面的に長蘆塩政の実態を明らかにしていくことをこころがける。

4. 研究成果

本研究では、康熙朝末期に発生した長蘆塩の私塩販売事件を中心的に取り上げ、この事件の背景に、宮廷内の権臣であるイエヘ=ナラ氏の大員らが存在したこと、かれらが有力な塩商や康熙帝の第九皇子と結びついて塩政を壟断していたことなどを明らかにした。

続いて考察の対象を、直隸（河北省）・浙江省の双方に地盤を置いていた長蘆塩商査氏にまで拡大し、査氏の家系について家譜などの調査を浙江省の文書館で進め、かれらの官界進出への戦略を康熙・雍正年間の政治史と関連させて分析した。

以上の成果により、清朝の塩政は宮廷政治史と密接に関連しており、清朝の塩政の解明には、経済史と政治史の双方向からの分析が不可欠であるという結論を得た。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計3件）

- ①鈴木真「清朝前期の権門と塩商——イエヘ=ナラ氏と長蘆塩商を例に——」『史学雑誌』118-3, 2009, pp. 34-59（査読有）
- ②鈴木真「清初におけるアバタイ系宗室——婚姻関係を中心に——」『歴史人類』38, 2008, pp. 128-98（査読なし）
- ③鈴木真「清朝入関後、旗王によるニル支配の構造——康熙・雍正朝を中心に——」『歴史学研究』830, 2007, pp. 18-34（査読有）

〔学会発表〕（計1件）

- ①鈴木真「八旗における清朝皇帝と旗王の側近」東洋史研究会大会, 2007年11月3日, 京都大学

〔図書〕（計1件）

- ①岡田英弘編『清朝とは何か』（藤原書店, 2009）※共著（pp. 201-209 執筆）

6. 研究組織

(1) 研究代表者

鈴木 真(SUZUKI MAKOTO)

ノートルダム清心女子大学・文学部・講師
研究者番号：60400610

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者 ()
研究者番号 :